

# 令和4年度（2022年度）病床機能分化・連携促進基盤整備事業費補助金の概要

## 1 目的

急性期から回復期、在宅に至るまで、切れ目のないサービスを地域において確保するため、病床の機能分化・連携を推進することを目的とする。

## 2 補助対象者

- (1) 施設整備事業  
医療機関の開設者とする。ただし、区分④に掲げる施設整備については診療所の開設者とする。
- (2) 設備整備事業  
医療機関の開設者とする。ただし、区分④に掲げる設備整備については診療所の開設者とする。
- (3) 再編統合支援事業  
医療機関の開設者又は地域連携推進法人の設置者及び医師会とする。ただし、医師会については、区分①に掲げる事業に限るものとする。ただし、医師会については3（3）アに掲げる事業に限るものとする。  
なお、本事業における「再編」とは、地域医療連携推進法人を設立するものに限り、「統合」とは、開設者が異なる法人間の統合に限る。
- (4) 理学療法士等確保事業  
病院の開設者とする。
- (5) 理学療法士等研修事業  
病院の開設者とする。

## 3 補助対象事業

### (1) 施設整備事業

区分	補助対象	基準額	補助対象経費	補助率
①急性期病床から回復期病床への転換などを行う施設整備	①急性期病床から回復期病床(地域包括ケア病床含む)等への病床転換のための施設整備	ア 病床転換前の整備区域から転換する病床数及び病床の適正化のために残存機能の強化に伴う削減をする病床数に次に掲げる基準額を乗じた額 ○新築・増改築の場合 (1床当たり) 9,000,000円 ○改修・増築の場合 (1床当たり) 5,022,500円 イ 次の加算条件に該当する事業を行う場合は、基準額に加算を行う。  (加算条件) 条件A 転換及び削減前から病床を20%以上、圏域で不足する医療機能へ転換及び削減を行い、かつ、病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次のいずれか1つ以上の事業を併せて整備する場合 条件B 転換及び削減前から病床を10%以上20%未満、圏域で不足する医療機能へ転換及び削減を行い、かつ、病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次のいずれか1つ以上の事業を併せて整備する場合 ①患者の療養環境改善の整備 ②医療従事者の職場環境改善の整備 ③衛生環境改善の整備 ④業務の高度情報処理化及び快適環境の整備 ⑤乳幼児を抱える母親の通院等のための環境の整備(授乳室、託児室等)  (加算額) 条件A ○新築・増改築の場合 (1床当たり) 9,000,000円 ○改修・増築の場合 (1床当たり) 5,022,500円 条件B ○新築・増改築の場合 (1床当たり) 5,400,000円 ○改修・増築の場合 (1床当たり) 3,013,500円	ア 病床機能の分化・連携、医療施設等の整備に必要な新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費 (病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能訓練室、浴室、廊下、便所等)  イ 加算条件に該当する事業を行うために必要な施設の新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費	1/2以内
②病床のダウンサイズに伴う残存機能の強化を行う施設整備	②病床のダウンサイズに伴う診療所等の整備や診療機能強化等、病床の適正化のための施設整備			

<p>③病院機能の再編・統合を行う施設整備</p>	<p>再編・統合に伴い病院の病床機能や役割を明確にし、病院間で連携を図るための施設整備</p> <p>「再編」は、地域医療連携推進法人を設立するものに限る。 再編の過程において、途中で法人に医療機関が増えた際には、その医療機関を新たに加算する。(ただし、一度使用した基準額は除くこととする。)</p> <p>「統合」は、複数の医療機関において、一つの医療機関に集約するもの。なお、同一法人の統合についても対象とする。</p>	<p>ア 再編・統合に伴い、整備後の区域の病床数に次に掲げる基準額を乗じた額</p> <p>○新築・増改築の場合 (1床当たり) 9,000,000円</p> <p>○改修・増築の場合 (1床当たり) 5,022,500円</p> <p>なお、基準額については、原則、医療機関単位とするが、知事が認める場合は、再編・統合に伴い整備後の病床数に上記基準額を乗じた額を上限として、再編・統合を行う補助事業者間で分けることも可とする。</p> <p>イ 次の加算条件に該当する事業を行う場合は、基準額に加算を行う。 (加算条件)</p> <p>条件A 再編・統合前から病床を20%以上、圏域で不足する医療機能へ転換及び削減を行い、かつ、病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次のいずれか1つ以上の事業を併せて整備する場合</p> <p>条件B 再編・統合前から病床を10%以上20%未満、圏域で不足する医療機能へ転換及び削減を行い、かつ、病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次のいずれか1つ以上の事業を併せて整備する場合</p> <p>①患者の療養環境改善の整備 ②医療従事者の職場環境改善の整備 ③衛生環境改善の整備 ④業務の高度情報処理化及び快適環境の整備 ⑤乳幼児を抱える母親の通院等のための環境の整備(授乳室、託児室等)</p> <p>(加算額)</p> <p>条件A ○新築・増改築の場合 (1床当たり) 9,000,000円 ○改修・増築の場合 (1床当たり) 5,022,500円</p> <p>条件B ○新築・増改築の場合 (1床当たり) 5,400,000円 ○改修・増築の場合 (1床当たり) 3,013,500円</p>	<p>ア 再編・統合に必要な施設の新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費 (病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能訓練室、浴室、廊下、便所等)</p> <p>イ 加算条件に該当する事業を行うために必要な施設の新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>1/2以内</p>
<p>④地域で不足する外来医療機能を担う診療所の施設整備</p>	<p>地域で不足する外来医療機能を担う診療所(医科)を開設するための施設整備</p>	<p>次の構造単価に160㎡を乗じた額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋 179,800円</li> <li>・木造 179,800円</li> <li>・ブロック造 156,700円</li> </ul>	<p>次の二次医療圏で診療所(医科)を開設するために必要な新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等)</p> <p>※対象二次医療圏 南檜山、北渡島檜山、中空知、北</p>	<p>1/2以内</p>

			空知、日高、上川 北部、富良野、留 萌、宗谷、遠紋、 根室
--	--	--	--

(2) 設備整備事業

区分	補助対象	基準額	補助対象経費	補助率
①急性期病床から回復期病床への転換などを行う設備整備  ②医療施設等への転換など、病床の適正化のための設備整備	①急性期病床から回復期病床(地域包括ケア病床含む)等への病床転換のための設備整備  ②病床のダウンサイズに伴う診療所等の整備や診療機能強化等、病床の適正化のための設備整備	1 医療機関当たり 10,800千円  (加算額) 1 医療機関当たり 10,800千円	病床機能の分化・連携及び病床の適正化のための残存機能の強化などに必要な医療機器等、患者輸送車及び在宅医療を実施している、または実施しようとする病院において訪問診療等に使用する車両などの備品購入費(電子カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く) なお、在宅医療を実施している、または実施しようとしている病院とは、当該年度内において診療報酬上の在宅療養支援病院や在宅療養後方支援病院となっていること。  次の加算条件に該当する事業を行う場合は、基準額に加算を行う。 (加算条件) 転換及び削減前から病床を20%以上、圏域で不足する医療機能へ転換及び削減を行う場合	1/2以内
③病院機能の再編・統合を行う施設整備	再編・統合に伴い病院の病床機能や役割を明確にし、病院間で連携を図るための設備整備  「再編」は、地域医療連携推進法人を設立するものに限る。 途中で法人に医療機関が増えた際には、その医療機関を新たに加算する。(ただし、一度使用した基準額は除くこととする。)  「統合」は、複数の医療機関において、一つの医療機関に集約するもの。なお、同一法人の統合についても対象とする。	1 医療機関当たり 10,800千円  (加算額) 1 医療機関当たり 10,800千円  再編・統合前の医療機関数に乗じる。 なお、基準額・加算額については、原則、医療機関単位とするが、知事が認める場合は、上記を上限として再編・統合を行う補助事業者間で分けることも可とする。	再編・統合に必要な医療機器等、患者輸送車及び在宅医療を実施している、または実施しようとする病院(診療所)において訪問診療等に使用する車両などの備品購入費(電子カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く。) なお、在宅医療を実施している、または実施しようとしている病院(診療所)とは、当該年度内において診療報酬上の在宅療養支援病院(診療所)や在宅療養後方支援病院となっていること。  次の加算条件に該当する事業を行う場合は、基準額に加算を行う。 (加算条件) 再編・統合前から病床を20%以上、圏域で不足する医療機能へ転換及び削減を行う場合	1/2以内
④地域で不足する外来医療機能を担う診療所の設備整備	地域で不足する外来医療機能を担う診療所(医科)を開設するための設備整備	1 医療機関当たり 10,800千円	次の二次医療圏で診療所(医科)を開設するために必要な医療機器等の備品購入費(電子カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く)  ※対象二次医療圏 南檜山、北渡島檜山、中空知、北空知、日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、遠紋、根室	1/2以内

(3) 再編統合支援事業

区分	補助対象	基準額	補助対象経費	補助率
①再編統合検討	道内の医療機関が再編統合を検討する上で事業者等へ委託し、収支シミュレーション等を行うために必要な業務委託	1 医療機関あたり 7,000千円	地域で不足する医療機能への病床転換及び病床削減を含む再編統合等を検討する上で必要となるコンサルタント会社等への業務委託料(最長5か年)	1/2以内
②設計費	地域の医療機関が病院機能の再編・統合を行うために必要な施設整備(新築に限る。)を行う基本設計及び実施設計に係る業務委託 なお、基本設計と実施設計の契約は単独の契約のみ対象とする。	再編・統合に伴い、整備する医療機関の開院時の病床数に次に掲げる基準額を乗じた額 1床あたり 500千円	再編・統合に伴い整備する施設の新築に必要な基本設計及び実施設計に要する委託料	1/2以内
③建物及び医療機器の処分に係る損失	病床削減に伴い不要となる建物(病棟・病室等)及び医療機器の処分(廃棄、解体または売却)のために生じる知事が認める損失	削減病床1床あたり 2,000千円	病床削減に伴い不要となる建物(病棟・病室等)及び医療機器の処分(廃棄、解体または売却)に係る損失で財務諸表上の特別損失(固定資産除却損、固定資産廃棄損、固定資産売却損)に計上されるもの(医療機器の有姿除却を除く)。ただし、関係事業者への売却は対象外とし、北海道地域医療構想公示日までに取得(契約)したものに限り対象とする。	1/2以内
④人件費(早期退職割増相当額)	地域で不足する医療機能への病床転換及び病床削減等に伴い退職する職員で早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る。)の活用によって上積みされた退職金の割増相当額	早期退職職員数1人あたり 6,000千円	地域で不足する医療機能への病床転換及び病床削減を含む再編統合等に伴い退職する職員で早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る。)の活用によって上積みされた退職金の割増相当額	1/2以内
⑤地域医療連携推進法人設立	地域医療連携推進法人の設立のために必要な法人運営及び体制整備	法人運営	地域連携推進法人を運営するために必要となる次の経費(地域医療連携推進法人設立準備期間(最長1か年)を含み最長3か年) 地域連携推進法人の設立準備、設立後の各種事務を行うために雇用する職員の人件費(給与費、法定福利費、各種手当等)	1/2以内
		人件費(上限1名) 8,000千円/人 負担金 1加入機関あたり 500千円/年 備品、消耗品費等 1,200千円	地域医療連携推進法人に加入する機関が地域医療連携推進法人に支払う負担金 地域医療連携推進法人の設立・運営のために必要な需用費(消耗品費、図書購入費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、旅費、備品費	
		体制整備	地域連携推進法人の体制整備に必要な次の経費(地域医療連携推進法人設立から最長3か年) 地域医療連携推進法人で雇用し、加入する医療機関で診療等に従事する医師の人件費(給与費、法定福利費、各種手当等) 地域医療連携推進法人の加入医療機関で診療に従事する医師の旅費 人材交流に係る研修等のための経費 その他の地域医療連携推進法人へ参加する医療機関の連携強化に資する経費(需用費(消耗品費、図書購入費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、旅費、備品費)	

(4) 理学療法士等確保事業

補助対象	基準額	補助対象経費	補助率
急性期から回復期病床(地域包括ケア病床含む)などへの病床転換を行う病院において、新たに理学療法士、作業療法士	1名当たり月額350千円×延月数(12月上限とする。)	理学療法士等の雇用に必要な次に掲げる経費	1/2以内

及び言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）を雇用し、機能転換した病棟に従事させる病院	(報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金)
--	----------------------

(5) 理学療法士等研修事業

補助対象	基準額	補助対象経費	補助率
回復期機能充実のため、病院に所属する理学療法士等を所属外の病院において技術研修を受講させるほか、指導的理学療法士等の派遣を受ける病院	次により算定した額の合計額 ア 技術研修を受講する理学療法士等理学療法士等1名1日当たり受講料10千円 イ 指導的理学療法士等の派遣指導的理学療法士等1名1日当たり40千円 ※ア、イは、1月における日数について、20日を上限とし、12月を上限とする。	理学療法士等の研修に必要な次に掲げる経費 (報酬、共済費、賃金、報償費(研修施設謝金)、旅費、需用費(資料代))	1/2以内

4 留意事項

施設・設備整備事業	事業期間	複数年度に跨がる事業計画の場合は、事前に相談すること。
	契 約	建設工事の請負契約については、各法人等の定款や経理規定に基づくと共に、競争入札に付するなど知事が行う契約手続きに準拠すること。
	施設整備・設備整備に係る地域医療構想調整会議への協議	施設整備・設備整備は、地域医療構想調整会議において当該施設整備・設備整備の実施について合意されたものが対象となるので、事業を行う事業者は、構想区域ごとの地域医療構想調整会議に対して、事業計画について報告を行い、地域で共有を図ること。 ※報告方法は、地域医療構想調整会議事務局（道立保健所）に確認すること。
	病院機能の再編・統合のための施設・設備整備	ア 「再編」は、地域連携推進法人を設立するものに限り、「統合」は、設置主体の異なる医療機関の統合に限る。 イ 病院機能の再編・統合を行う事業者は、構想区域ごとの地域医療構想調整会議に対して、事業計画について報告を行い、地域で共有を図ること。 ※報告方法は、地域医療構想調整会議事務局（道立保健所）に確認すること。
	地域で不足する外来医療機能を担う診療所の施設・設備整備	ア 事業承継を伴う診療所の開設の場合で、医療施設近代化施設整備事業の対象となるとき（開設予定地が山村振興法第7条第1項の規定に基づく地域等に該当する場合等）は、本補助金の対象外とする。 イ 「地域で不足する外来医療機能」は、北海道外来医療計画「第8各対象区域における不足する外来医療機能及び対応方針」による。
再編統合支援事業	建物及び医療機器の処分に係る損失	固定資産売却損については、関係事業者（医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人またはその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。）への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえ、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」または「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。
理学療法士等確保事業	補助対象期間	理学療法士等を配置してから最長12ヶ月とする。
理学療法士等研修事業（技術研修の受講）	受講者	病院に所属する臨床経験5年未満の理学療法士等とし、地域的な理由により業務に関する研修等に参加が困難な者とする。ただし、技術研修を行う病院と同一法人内における病院の理学療法士等は対象外とする。
	技術研修を行う病院	回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟等が配置されており、理学療法士等を概ね30名以上所属している病院
	研修内容など	受講者の病院は、上記「技術研修を行う病院」の要件を満たす病院のうち、受講者を受け入れ技術研修を行う病院を選定し、両病院において協議のうえ次のとおり研修を実施する。 ア 地域における回復期リハビリテーション機能を充実させるため、理学療法士等が技術向上を図る研修プログラムを実施すること。 イ 技術研修期間は、概ね1ヶ月（4週間）とし、1日2時間を基本とすること。 ウ 技術研修を行う担当者は、受講する理学療法士等と同じ資格を有し、10年以上の臨床経験を有すること。 エ 受講者1名に対して、1名以上の技術研修を行う担当者を設けること。 オ 技術研修を行う病院の受講者の受入れは、1病院最大5名までとする。 カ 技術研修を行う病院及び受講者は、研修日、研修時間、診療時間、診療した患者数、単位数を記載した研修記録を整備すること。
理学療法士等研修事業（指導的理学療法士等の派遣）	指導的理学療法士等の派遣	ア 派遣を受け入れる病院については、理学療法士等が所属している病院とすること。 イ 指導的理学療法士等は次のすべての要件を満たす者とする。ただし、派遣を受ける病院と同一法人内における病院の理学療法士等は認めない。

受入)		<p>①理学療法士等の資格を有するもの。</p> <p>②回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟等が配置されている病院に所属している者。</p> <p>③10年以上の臨床経験を有する者。</p> <p>ウ 派遣を受ける病院は、上記イの要件を満たす者が所属する病院と協議のうえ派遣を受け、次のとおり実施すること。</p> <p>①指導的理学療法士等は、派遣先病院の回復期リハビリテーション機能を充実させるため活動すること。</p> <p>②派遣を受ける期間は、概ね1か月から12か月までの期間とする。</p> <p>③指導的理学療法等の派遣は、1病院1名までとする。</p> <p>④派遣を受けた病院は、指導的理学療法士等が活動した記録を整備すること。</p>
-----	--	--